

転ばぬ先のかわら版 vol.1 平成22年秋号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

現在、携帯電話は多くの中高生に、通話・メール・ネットなど便利なツールとして利用されております。一方で、中高生が携帯電話によるトラブル被害に遭ったという報告をよく耳にします。



トラブル事例

花子さんの携帯に知らない人からメールが届きました。そのメールには「ここをクリック」と書いてあったので、興味本位でクリックしたら、突然「ご契約ありがとうございました」という画面が出てきました。

花子さんは嫌な感じがしたものの、無視をすることにしたのですが、数日後「登録料の5万円をお支払いください」とのメールが届いたことから、だんだんと不安になってきました。

メールには「1週間以内に支払わない場合には裁判をします」といった記載があったことでますます不安になってしまいました。

では、支払わなくてはならないの？

いいえ、支払う必要はありません。

花子さんは確かにクリックしましたが、何かのサービスを受けようと思っとか、何かを買おうと思ってクリックしたわけではありません。

花子さんは契約をする意思を持っていなかったわけですし、画面上には何らかのサービスの申込みなどと書かれていたわけではないのですから、クリックしたからといってお金を支払う意思があるということにはならないのです。

すなわち、今回のような場合は支払う必要はないということになります。それでも心配というのであれば、周囲の大人や専門家に相談しましょう。

トラブルに巻き込まれない為には？

最近では、無料の待ち受け画面サイト・無料の着信メロディサイト・無料占いサイトなど若者に人気のあるサイトを装い警戒心を低下させ、クリックをさせるというように手口も巧妙化されてきているようです。

トラブルに巻き込まれないためには、このようなトラブルを認識し、興味半分でクリックをしないことです。そもそも知らない人からのメールは無視し、削除することです。

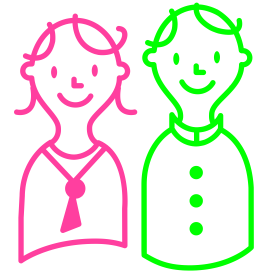
また、今回紹介した事例のメールは悪質業者がランダムに送信しているものです。絶対に返信ないようにしましょう。返信するとあなたのメールアドレスが知られてしまい、更なるトラブルに発展してしまうことも考えられます。

(参照 国民生活センターHP)

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る子ども達に法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



活動実績

平成16年度：6校で開催	平成19年度：5校で開催
平成17年度：8校で開催	平成20年度：5校で開催
平成18年度：6校で開催	平成21年度：18校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666